

高崎市障害者 地域生活支援拠点に関するガイドライン

高崎市障害福祉課

令和6年4月版

目次

1 地域生活支援拠点とは	1
2 拠点の機能について	1
3 高崎市の拠点整備について	2
4 各機能の内容としくみについて	
(1) 相談	3
(2) 緊急時の受け入れ・対応	4
(3) 体験の機会・場	5
(4) 専門的人材の確保・養成	6
(5) 地域の体制づくり	6
5 緊急時のフローチャート（日中の場合）	7
6 緊急時のフローチャート（夜間の場合）	8

1 地域生活支援拠点とは

●趣旨

障害児者のニーズの多様化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

●目的

- （１）緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所や共同生活援助等を活用することにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- （２）体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害児者の地域での生活を支援する。

2 拠点の機能について

拠点には下記の５つの機能があります。

（１） 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。

（２） 緊急時の受け入れ・対応

介護者の急病や障害者の状態・環境変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。

（３） 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立に当たって、体験の機会・場を提供する。

（４） 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行う事ができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う。

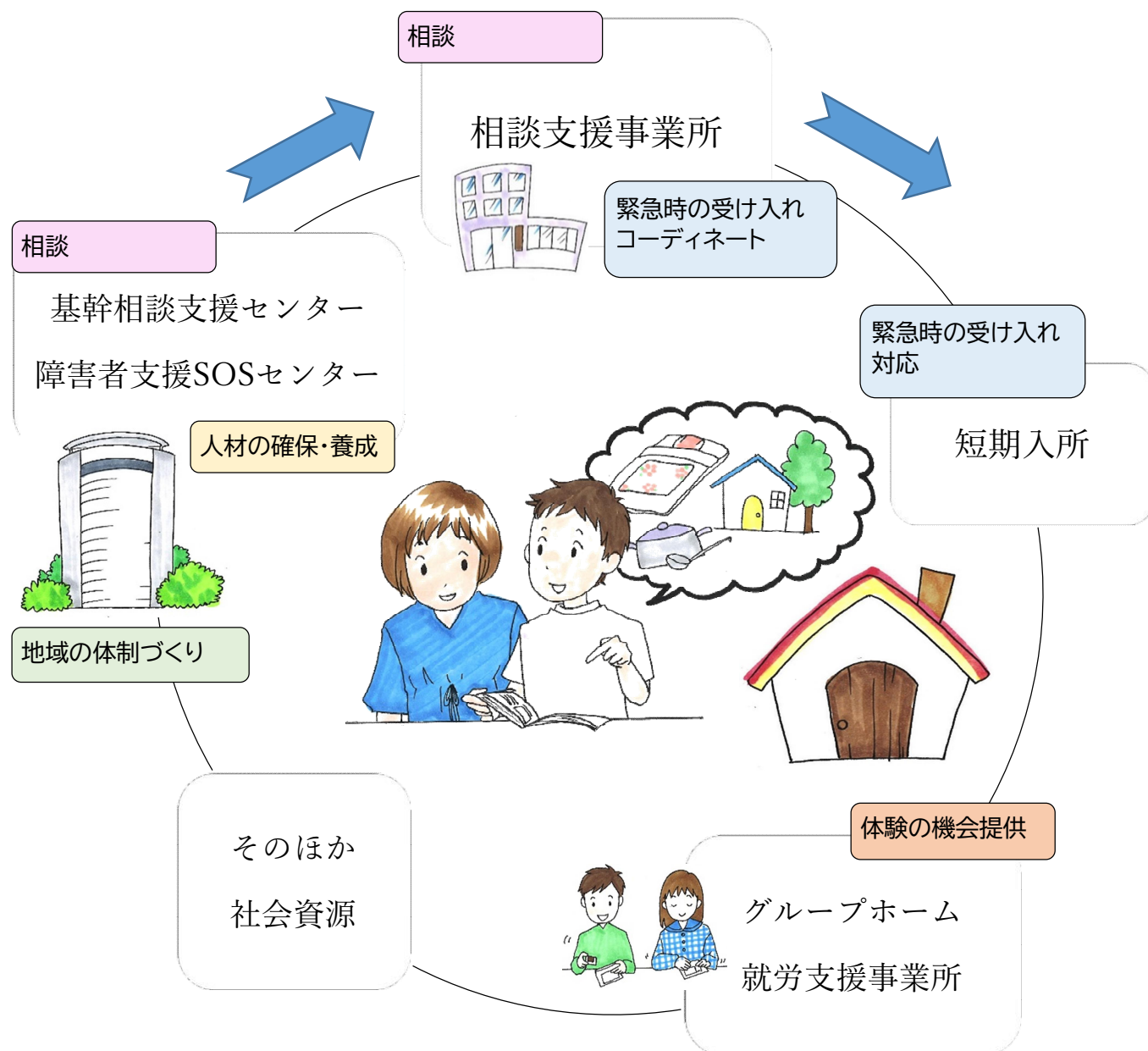
（５） 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

3 高崎市の拠点整備について

本市では多様な障害福祉サービス事業所があることから、既存の事業所等が有する機能を有機的に連携する『面的整備型』として令和2年度に整備し、体制の強化を進めています。

- ①緊急時の支援を希望する方の相談や事前の把握は、基幹相談支援センターと障害者支援SOSセンターばるーんが対応します。
- ②緊急時に備えた事前のコーディネート地域生活支援拠点事業所が担います。また、緊急時には委託相談支援事業所が短期入所への受け入れ調整をします。
- ③緊急時の受入先となる短期入所施設等の事業所をリスト化し、受け入れ体制の強化に努めます。
- ④共同生活援助（グループホーム）を活用して、親元から離れた生活や一人暮らしの体験の機会・場を提供します。



4 各機能の内容としくみについて

（１）相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。

【相談先】

基幹相談支援センター（障害福祉課）027-321-1239 FAX027-326-8876
障害者支援SOSセンターばる〜ん 027-325-0111 FAX027-325-0112
委託相談支援事業所、特定・一般相談支援事業所

【対象となる障害児者】

下記のいずれかに該当する障害児者または、それに準ずる者としてします。

- ・身体障害者（身体障害者手帳）
- ・知的障害者（療育手帳）
- ・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者、医師の診断書）
- ・難病対象者（医師の診断書、特定医療費受給者証）
- ・障害児（障害者手帳、医師の診断書）

【緊急時の支援が見込めない世帯の判断基準】

緊急時の支援が見込めない世帯とは、次のような世帯を指すものとします。

- ・主たる介護者（家族）が負傷、疾病、失踪又は死亡などの状態となった場合に、他の介護者（家族）を確保することができない世帯
- ・介護者（家族）がいても、障害のある方の行動上の特性などにより、一時的に在宅での生活を継続することが困難な状態になることが見込まれる世帯

【対象世帯の把握の方法】

基幹相談支援センターおよび地域生活支援拠点事業所が以下の方法により把握します。

- ・障害者やその家族からの事前申出による把握
- ・相談支援事業所や地域住民等からの相談・情報提供による把握

【把握した後のコーディネート等（緊急時に備えた取り組み）】

- ・緊急時を想定した連絡体制の確保
- ・緊急時に備えて、短期入所施設等へ円滑に受け入れが可能となるよう、必要なサービスのコーディネート及び体験等の支援

（２）緊急時の受け入れ・対応

介護者の急病や障害者の状態・環境変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。

【緊急時の定義】

突発的な病気や入院、死亡、そのほかやむを得ない理由により、障害者に対して介護ができず、障害者が在宅生活を送ることが困難な場合であり、今日または、明日中に対応しなければ、生活が成り立たない場合とします。

【緊急連絡先】

区分	連絡先		対応する機関
日中	平日の場合	基幹相談支援センター、 障害者支援SOSセンターばる〜ん	基幹相談支援センター 委託相談支援事業所 (機能強化型Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)
	土日の場合	障害者支援SOSセンターばる〜ん	委託相談支援事業所 (機能強化型Ⅰ・Ⅱ)
夜間	委託相談支援事業所 (機能強化型Ⅰ・Ⅱ)		委託相談支援事業所 (機能強化型Ⅰ・Ⅱ)

※機能強化型Ⅰ・Ⅱとは、24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している事業所です。

【緊急連絡時の初動対応】

緊急事態発生の連絡を受けた場合、基幹相談支援センター、障害者支援SOSセンターばる〜ん、委託相談支援事業所のいずれかにより、対象者の確認及び個人情報の集約を行い、緊急対応の必要性を判断します。

判断にあたっては、障害者が不穏な状況か、医療が必要な状況か、障害支援区分の取得状況、障害福祉サービスの利用状況、介護者以外の親族の有無等を考慮します。

また、介護者に代わり登録介護者やサービスステーションが介護をする生活サポート事業の活用についても検討します。

【緊急受け入れの調整】

緊急対応の必要性が認められた場合、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が情報共有を行い、委託相談支援事業所等が短期入所施設等への緊急受け入れ調整を依頼します。

【緊急受け入れ】

短期入所施設等は、委託相談支援事業所等からの緊急受け入れ要請があった場合は、施設内が満床であっても障害者を受け入れる場所を確保し、受け入れます。

必要な場合は、短期入所施設等より出動し、障害者を保護します。短期入所施設等では食事や入浴の提供を行い、必要な支援を行います。障害者を一時保護する期間は最長で7日間を目安とします。ただし、障害者の特性や、在宅復帰に向けたサービス調整により、7日間を過ぎる場合には、一時保護から14日間以内に保護を解除できるように対応します。

●短期入所施設等の確保

地域生活支援拠点の機能やそれらに係る市の取り組みについて、短期入所施設等及び医療機関に説明し、取り組みへの協力を求めます。特に短期入所施設等を併設する障害者支援施設に対しては、障害者支援施設の設置主体が行政及び社会福祉法人に限られていることに鑑み、社会福祉法人の使命を踏まえて市の取り組みに協力するよう要請します。

また、協力していただける短期入所施設等については、届出のうえ、市ホームページ等にて公表します。

【在宅等への復帰に向けた調整】

保護解除後は、相談支援事業所が相談支援を担い、障害福祉サービスが継続的に提供されるよう計画相談支援を行います。

介護者がいなくなった後の成年後見制度等の障害福祉サービス以外の支援については、引き続き、委託相談支援事業所または基幹相談支援センターで対応します。

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立に当たって、体験の機会・場を提供する。

【情報の集約】

体験利用を受け入れている障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、グループホームなど）事業所に関する情報を基幹相談支援センターや相談支援事業所が把握し、基幹相談支援センターが集約します。

【情報の提供】

基幹相談支援センターは、集約した情報を相談支援事業所等に提供します。情報提供を受けた相談支援事業所等は障害のある方のニーズに応じた情報を適宜提供します。

（４）専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行う事ができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う。

本市の指定相談支援事業所が集う相談支援事業所連携会議に、基幹相談支援センターの職員が出席し、テーマを絞った勉強会や事例検討を通じて、相談支援専門員のスキルアップや連携の強化を図ります。

また、県等の取り組みを注視しながら、高崎市でできる研修会を研究します。

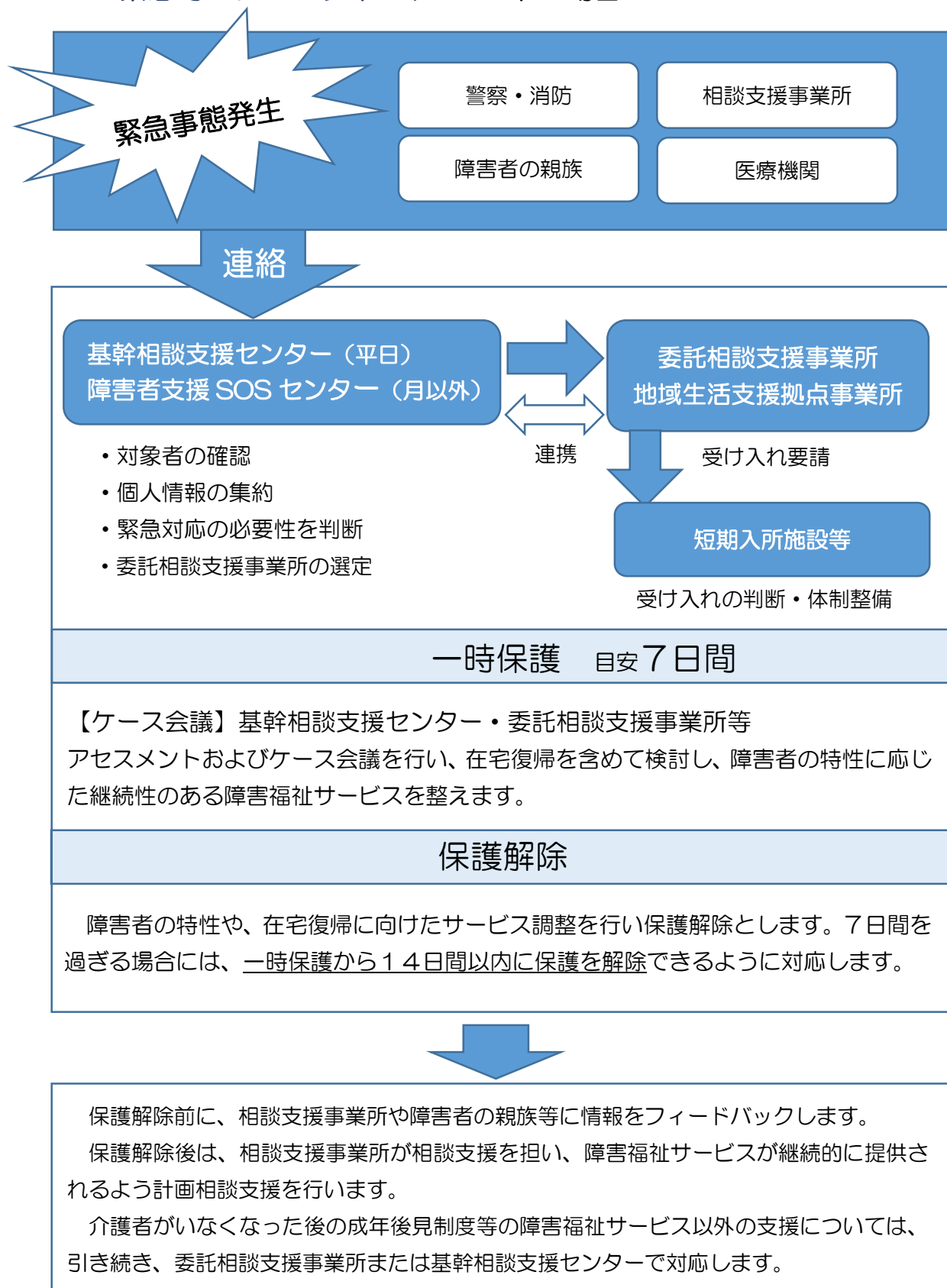
（５）地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

高崎市障害者支援協議会（地域自立支援協議会）にて地域生活支援拠点の運用状況の検証や地域課題の共有等を行い、市ホームページ等を活用して、市民に周知します。

また、委託相談支援事業所を集めた会議にて、障害者支援に関する地域の課題を検討するとともに、地域生活支援拠点を活用した事例について事例検討を行い、整備体制の充実に向けて研究します。

5 緊急時のフローチャート 日中の場合



6 緊急時のフローチャート 夜間の場合

